

議案提出書

平成30年 9月19日

福島県議会議長 吉田栄光様

提出者 福島県議会議員 齋藤健治
遊佐久男
小林昭一
西山尚利
今井久敏
渡辺義信
太田光秋
川田昌成
宮下雅志
亀岡義尚
神山悦子
宗方保
西丸武進

次の議案を別紙のとおり提出します。

福島県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

提出理由

郡山市選挙区及び喜多方市耶麻郡選挙区において選挙すべき議員の数を変更するため、所要の改正をしようとするものである。

議案第二百十九号

福島県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

福島県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（昭和五十七年福島県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の表郡山市の項中「九人」を「十人」に改め、同表中

喜多方市
耶麻郡

三人

を

喜多方市
耶麻郡

二人

に改める。

附則

この条例は、次の一般選挙から施行する。